

160 東京法学院の新制度

〔『法学新報』第一二五号 明治三十四年八月二十九日〕

○法学院の新施設

- 一、口頭試問の制を設けて学生の学力を口頭にて試問し以て各種試験に應ずるの素養を為さしむ
- 二、競争論文の方法に依り即時に問題を提出して一定の時間内に論文を作らしめ、之を評議して応試の機敏を練成せしむ
- 三、擬律擬制の制を拡張して益学理応用の実を得せしむ
- 四、訴訟実習の設備を完成して益法律事務の实地練習を為さしむ
- 五、以上第一より第二に至るの教務は何れも高等文官試験及判

検事試験委員の経歴あるの講師親しく其任に当る

第三、第四に至りては各種試験委員の経歴あり且司法部枢要の地位に其職を奉ずるの講師其教鞭を執る

六、前項の新施設につきては大審院判事寺島直法制局長官奥田義人の両講師を主幹に挙げ大審院判事伊藤悌治、大審院判事馬場愿治東京地方裁判所部長羽生顯親、法科大学教授法学博士岡野敬次郎、法科大学教授法学博士方寧、東京控訴院検事平山銓太郎の諸氏を専任講師とし本学年より規律正しく之を實行すると云ふ